

資料 6

新型コロナウイルス感染症対策

府政防第779号
消防災第62号
健感発0401第1号
令和2年4月1日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
(公印省略)

消防庁国民保護・防災部
防災課長
(公印省略)

厚生労働省健康局
結核感染症課長
(公印省略)

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定）（以下「基本的対処方針」という。）により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となってきます。については、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
(日本環境感染学会HP)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月7日
事務連絡

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであります。本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、「感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）
作成

(手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底)

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

(避難所の衛生環境の確保)

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

(十分な換気の実施、スペースの確保等)

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

(発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保)

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

(避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合)

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月(平成28年4月改定)内閣府(防災担当))において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月 内閣府(防災担当))において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

(参考)

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)(厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について(内閣官房HP)
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
(日本環境感染学会HP)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

各 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部(局)長 殿
 衛生主管部(局)長
 観光担当部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(避難生活担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただこうとお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から(別添)のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただこうとお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただこうとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課
高築、須藤
TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月28日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
観光庁 観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくよう、よろしくお願い致します。

なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

<リスト共有先・問い合わせ先>
観光庁観光産業課
高築 (takatsuki-k2j8@mlit.go.jp)
須藤 (sudoh-d2mx@mlit.go.jp)
TEL 03-5253-8330 (直通)

URL : <http://www.bousai.go.jp/>



- ▶ 組織・予算・税制
- ▶ 災害情報
- ▶ 防災対策
- ▶ 被災者支援
- ▶ 広報・啓発活動
- ▶ 国際防災協力
- ▶ 会議・検討会

お役立ち情報 ▶一般向け ▶企業・団体向け ▶地方自治体向け



検索

▶ 検索の使い方

[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > 防災情報のページ

令和元年8月の前線に伴う大雨

上空からの被災地域(佐賀空港～白岩競技場)



油流出被災現場(佐賀県大町町)



油除去活動被災現場(佐賀県大町町)



フォトレポート



第35回防災ポスターコンクール

必読情報 RSS

令和2年
5月15日付

[新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について \(PDF形式 : 403.0KB\)](#)

令和2年
4月28日付

[新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について \(PDF形式 : 213.3KB\)](#)

令和2年
4月21日付

[「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について \(通知\) \(PDF形式 : 4.23MB\)](#)

[台風第19号について \(首相官邸ホームページ\)](#)

[被災されている皆様へ \(首相官邸ホームページ\)](#)

避難の考え方(新型コロナウイルス感染症)

1. 災害が想定される地域ではためらわず避難行動を

2. 命を守るための緊急的な避難場所も選択肢に

3. 避難場所での感染症対策の徹底

事前にハザードマップ等を確認

・浸水が想定される地域



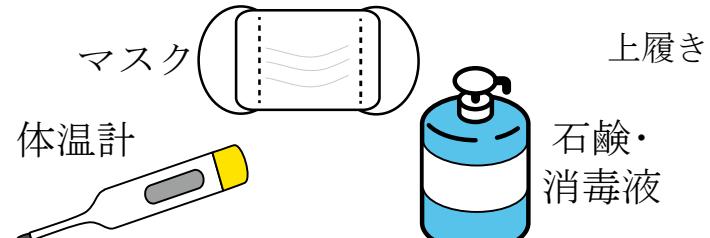
・土砂災害が想定される区域



※頑丈な建物の高い階や
浸水が想定されない地域等
早めの行動が大切！

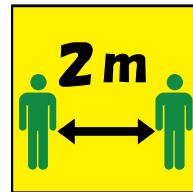
手洗い・消毒の徹底
定期的な検温・症状チェック

✓持ち物に追加



3密を避ける
(密閉・密接・密集)

2m以上の距離を保つ



背中合わせ

・段ボール等で間仕切り



換気

・発熱等の症状がある

人のための専用スペース

※熱や咳などの症状がある人は、必ず運営管理者に申し出る。

※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、自助として各自で準備しましょう。

参考) 内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁、厚生労働省「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」令和2年4月7日、
避難所・避難生活学会「COVID-19禍での水害時避難所設置について」令和2年4月15日

市町村による避難の準備(新型コロナウィルス感染症)

1. 災害が想定される地域ではためらわずに避難行動を

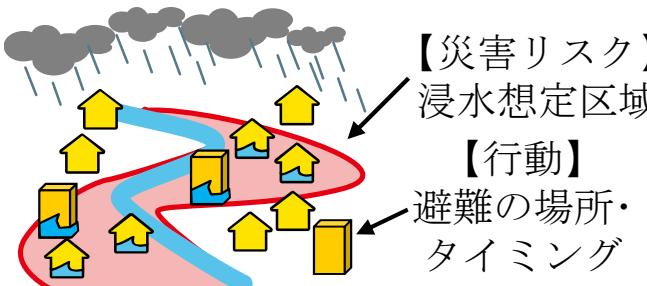
災害から命を守る

感染拡大を恐れ、避難を躊躇することのないようまずは避難最優先を周知※1

地域の灾害リスク・災害時にとるべき行動を理解してもらう※5

- ・ハザードマップ
 - ・避難行動判定フロー
 - ・避難情報のポイント
- } の周知

※住民への周知では、「空振りを恐れない」



情報伝達の改善※2, 3, 5

・伝達内容の変更。

(災害時だけでなく、平常時から伝達)

(新型コロナウィルスを踏まえた準備をしている旨等)

2. 命を守るために緊急的な避難場所も選択肢に

避難所等での感染拡大を防ぐ

避難所等の過密状態の防止

・避難者の充分なスペースの確保※4, 7

○避難所等への避難者を減らす。

- ・頑丈な建物の高い階等、安全な場所から避難場所に行く必要はない旨の周知。※5

(避難とは[難]を[避]けること)

- ・安全な親戚・友人の家等も避難先となり得ることの周知。※5



※頑丈な建物の高い階や浸水が想定されない地域等

※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、自助として各自で準備する旨の周知。※1



○多くの避難所等の開設・周知。※2, 4

- ・予め指定している指定避難所以外の避難所等の開設。
- ・ホテル・旅館等の活用。※6

(宿泊団体等と連携可能)
(軽症者・無症状者の宿泊療養のための宿泊施設等の確保に支障を来さないよう、県の保健福祉部局と連携・調整が必要)

市町村による避難の準備(新型コロナウィルス感染症)

3. 避難場所での感染症対策の徹底

避難所等での感染拡大を防ぐ

設営面

○十分なスペースの確保※1, 3, 4, 7 :

- ・レイアウトの検討。
(簡易ベッド・パーティション・
ビニールシート等の活用)



○発熱等の症状がある・出た者を一般の避難者と分ける※3, 4 :

- ・専用スペース
(できれば個室。間仕切りでも可)
- ・専用トイレ
- ・専用スペース等のゾーン・動線を分ける。

※施設管理者と事前調整が必要。

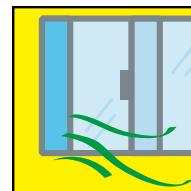
運営面

○入館時等※1, 3, 4, 8 :

- ・掲示板等で運用ルールの周知
- ・消毒液を複数個所に設置。
(入館時の消毒の徹底)
- ・健康状態の確認・把握。
(検温等を到着時・定期的に)
- ・土足と内履きのエリア分け。等

○屋内※1, 3, 4, 7 :

- ・十分な換気。
- ・衛生環境の確保
(家庭用洗剤による清掃等)
- ・ゴミの出し方。等



○発症した場合の対応※1, 4, 8 :

- ・医療機関との連絡体制の確保。
- ・関係部局との連携で事前の検討。等

○運営担当者自らの感染防御

- ・避難所開設当初から保健福祉部局と連携し、対応策について検討

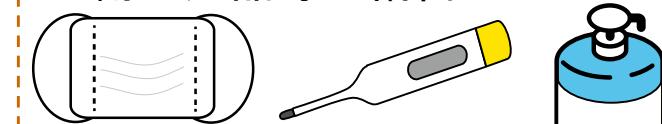
資器材の準備

○設営関係※1, 3, 7 :

- ・間仕切り
(パーティション)
- ・段ボールベッド
- ・ビニールシート
- ・仮設トイレ 等



○衛生用品等の備蓄※1 :



マスク 体温計

石鹼・
消毒液

- ・使い捨て手袋
- ・目の防護具(ゴーグル等)
- ・防護服(長袖ガウン・
ビニールのレインコート)
- ・ペーパータオル
- ・ゴミ袋 等

○マニュアル等※1, 3 :

- ・設営、運営マニュアルの作成
- ・担当職員等への事前教育 等

※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、自助として各自で準備する旨の周知。※1

参考) ※1: 人と防災未来センター「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストVer.2一手引き版」'20.04.30、※2: 内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウィルス感染症への対応について」'20.04.01、※3: 新型コロナ感染症と災害避難研究会「新型コロナウィルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き(地方自治体編)」'20.05.14、※4: 内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウィルス感染症への更なる対応について」'20.04.07、※5: 内閣府政策統括官(防災担当)等「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」'20.04.21、※6: 内閣府政策統括官(防災担当)等「新型コロナウィルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」'20.04.28、※7: 避難所・避難生活学会「COVID-19禍での水害時避難所設置について」'20.04.15
※8: 九州災害情報報道研究会「避難所における新型コロナウィルス対策マニュアル(案)」'20.04.10

【参考】避難所等の備蓄品整備に活用できる交付金等について

「地域づくり総合交付金」

北海道の地域づくり推進事業(一般事業)による整備が可能です。

制度の詳細は、北海道のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm>

(問い合わせ先)

各総合振興局・振興局 地域創生部 地域政策課

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」

制度の詳細は、内閣府のホームページをご覧ください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/>

(問い合わせ先)

内閣府地方創生推進室(臨時交付金特設チーム)TEL 03-5501-1752

※また、防災資機材については、国土交通省の防災・安全交付金の効果促進事業(ソフト事業)により対応できる場合がありますので、北海道の各基幹事業の担当、または下記にご相談ください。

(問い合わせ先)

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課・建設部 地方整備課・港湾空港部 港湾計画課

TEL 011-709-2311

令和2年5月21日
府政防第939号
消防災第87号
健感発0521第1号

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長
厚生労働省健康局
結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）等を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡等においては、十分なスペースの確保、発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保等について助言したところですが、このたび、これらの対応の検討に資するよう、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状が出た者や濃厚接触者をやむを得ずそれぞれ同室にする場合のレイアウトの例について作成しましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いします。

なお、この資料は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

＜連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榎原
TEL 03-3595-2257（直通）

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2.5.20
第1版

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な者との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

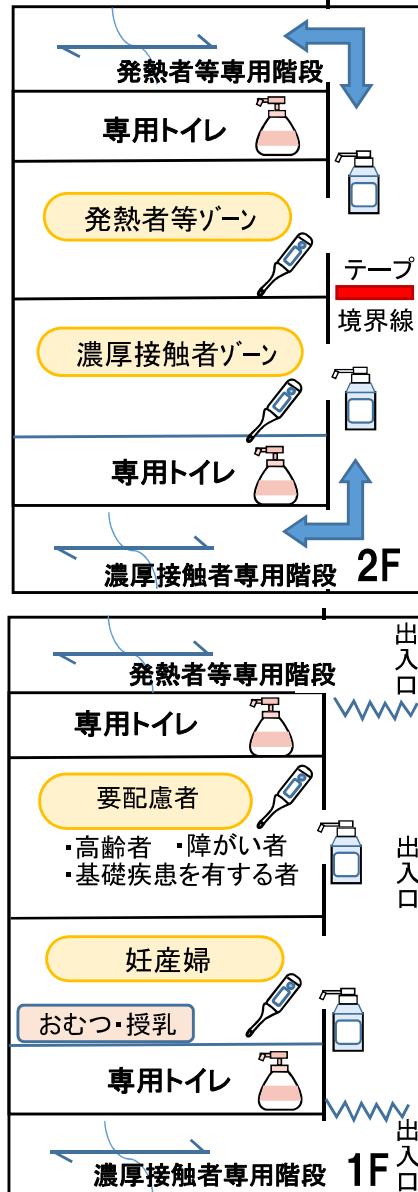
- 軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

- 軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

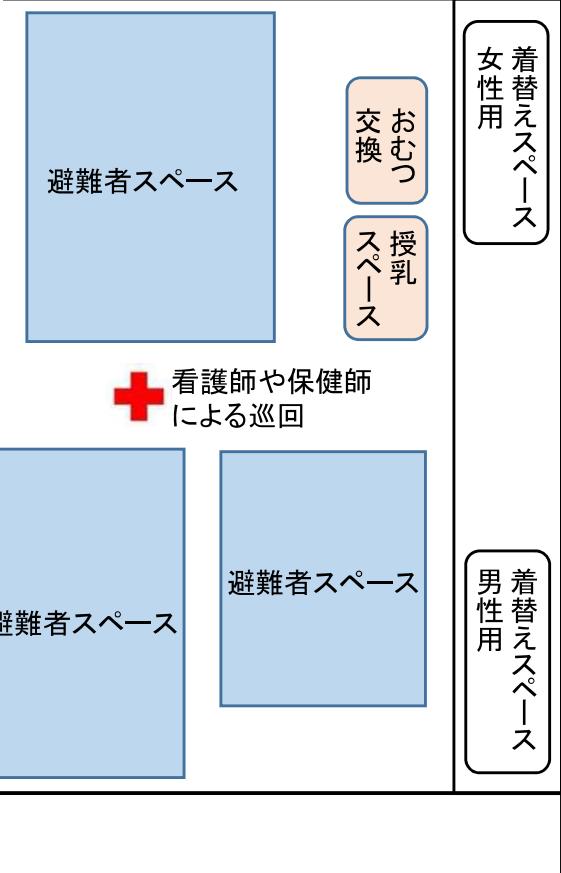
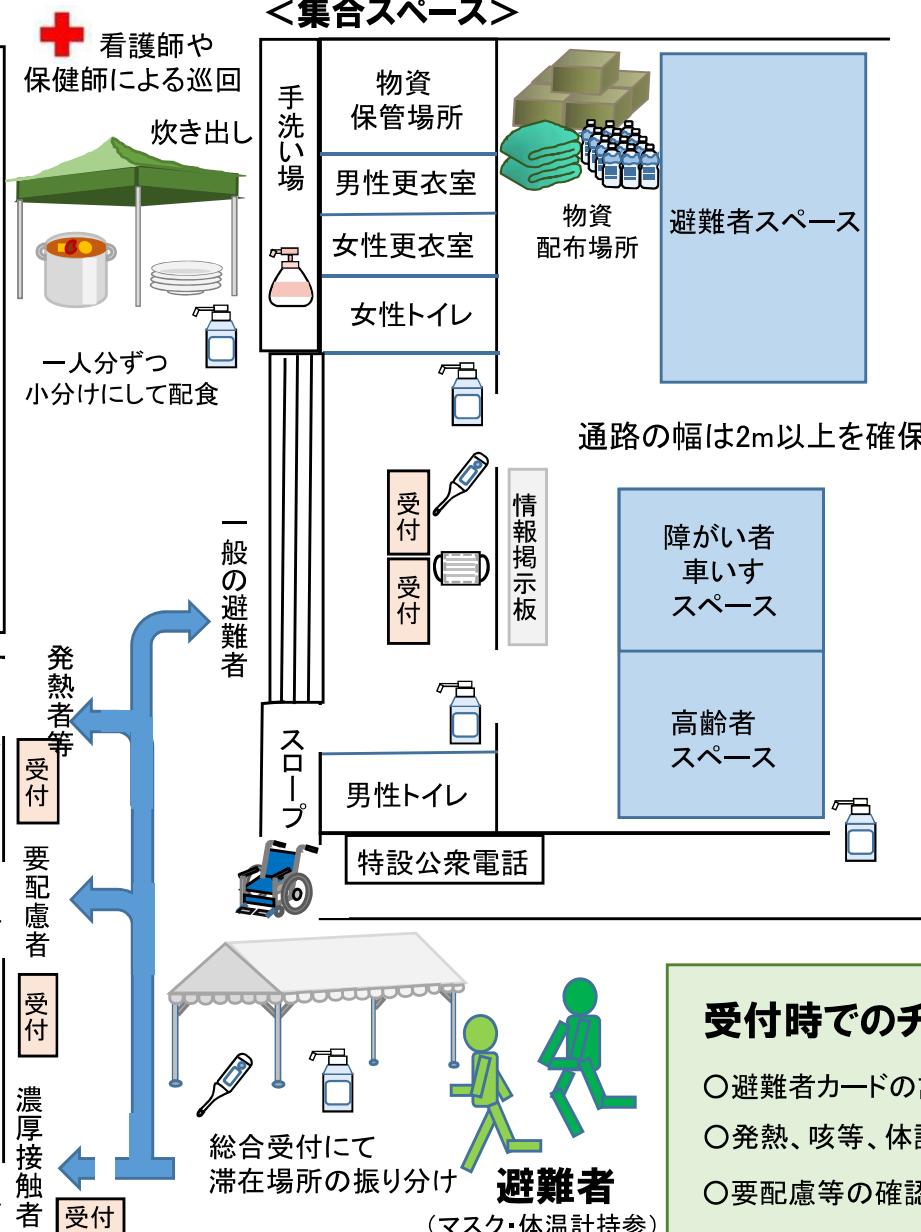
- 同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※ 症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

専用スペース



集合スペース



受付時のチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

- ・体温計（非接触型）
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋
- など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 5. 20
第1版

〈専用スペース〉

専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な者との兼用は不可)

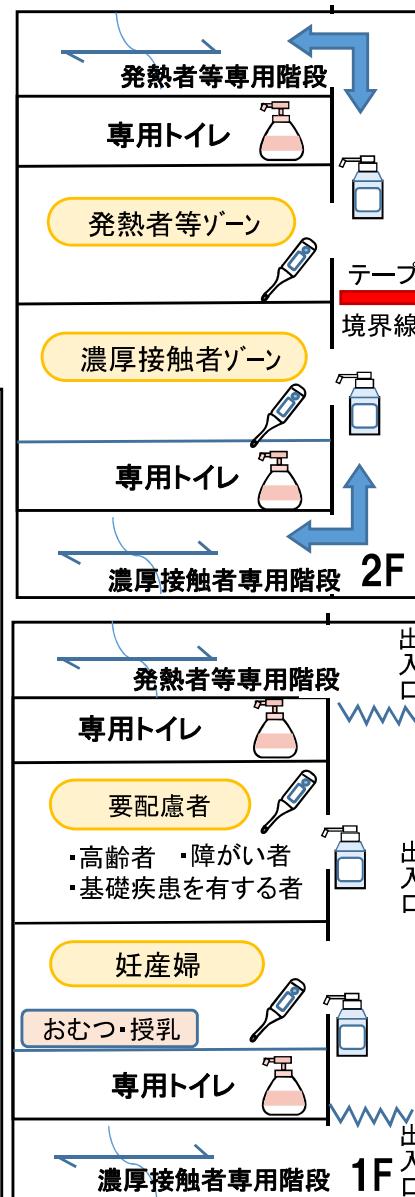
軽症者等 (一時的)

- ・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

- ・軽症者等が一時に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

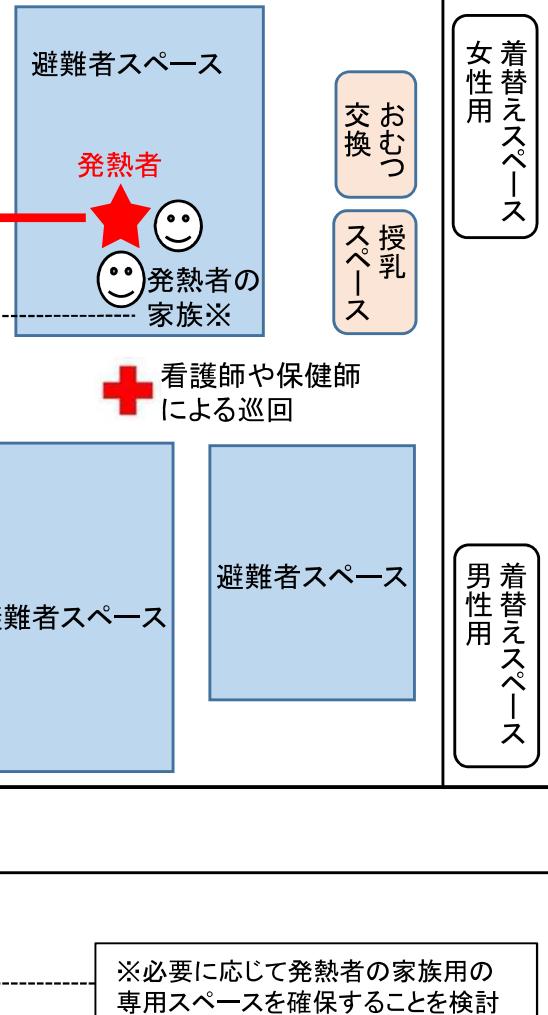
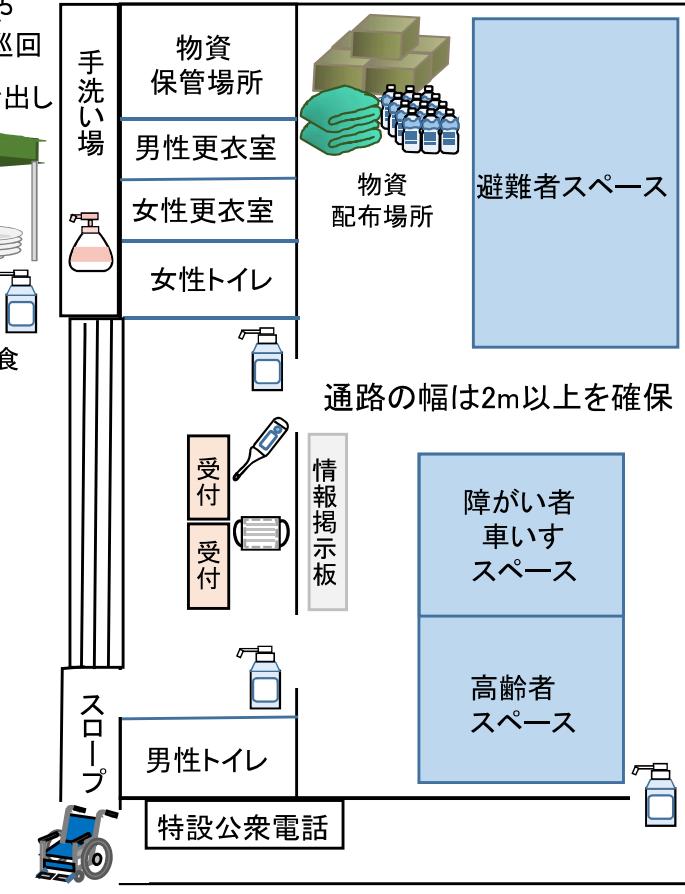
- 同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。



**看護師や
保健師による巡回**
炊き出し
一人分ずつ
小分けにして配食

〈集合スペース〉



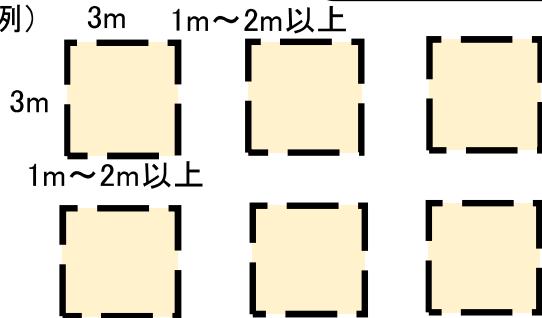
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

(例) 3m 1m～2m以上

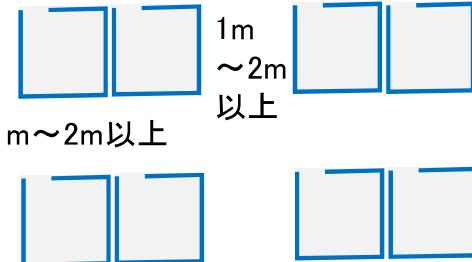


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

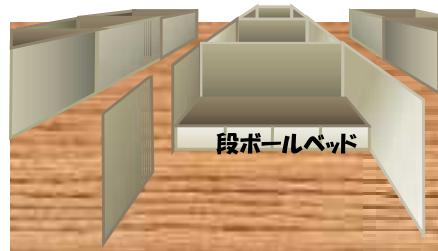
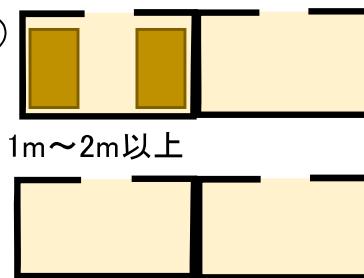
(例)



パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意が必要



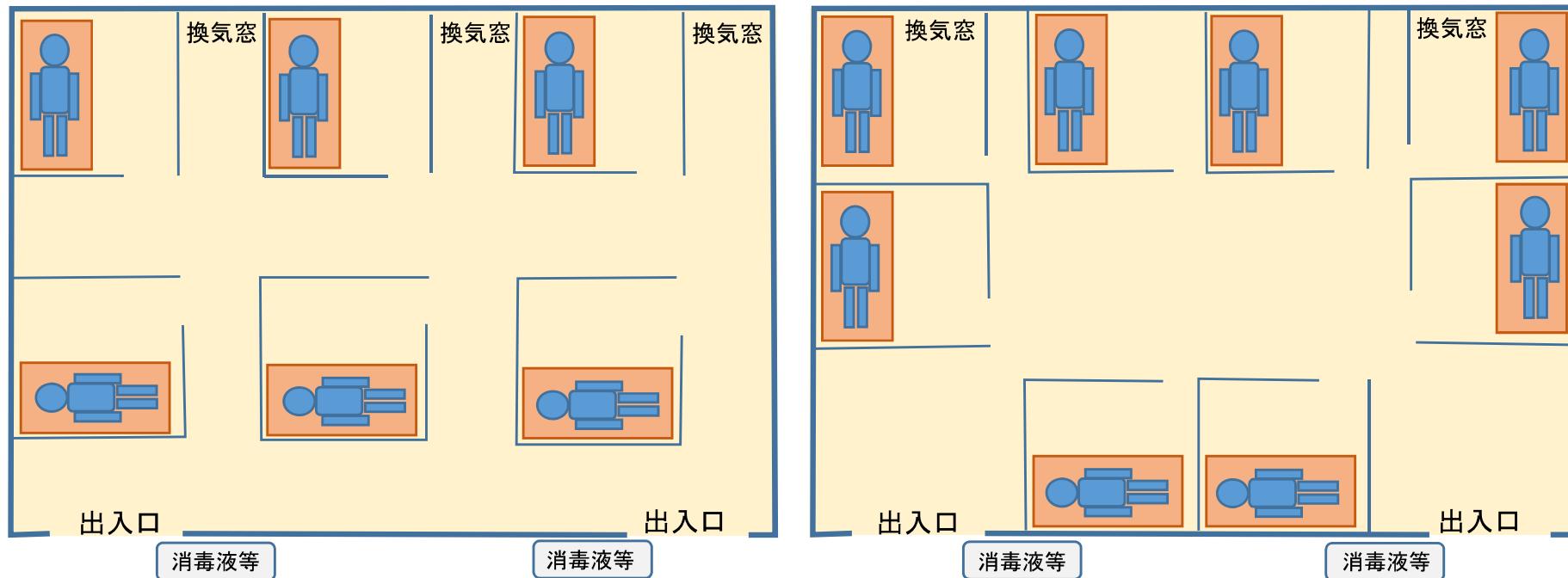
※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。

(例)



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとしとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例:高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。**
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。
できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。**
災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険です。**
やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。



今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！



ハザードマップ

検索



避難行動判定フロー

スタート！

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、
水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所に避難**しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所に避難**しましょう

DRI 臨時レポート No.1 2020

避難所開設での感染を防ぐための
事前準備チェックリスト Ver.2
—手引き版—

2020年4月30日現在

人と防災未来センター 研究員 高岡誠子

- 本資料は「新型コロナウイルス感染拡大を受けて 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト -簡易版- (2020年4月30日現在)」の説明資料です。市区町村等の実務者の方々の利用を想定しています。
- 避難所での感染やクラスター化を防ぐため、必要な次の業務を整理しています。
 1. 衛生用品の調達
 2. 安全管理
 3. 合理的配慮
 4. 関係機関への事前調整
 5. 避難先の整理
 6. 避難所開設
 7. 長期の避難所生活
 8. 避難所閉鎖
- これらの業務について担当部署・責任者・目標期間を決め、今から全庁体制で事前準備を始めることが、住民・職員の命を守るために必要です。

【用語の定義】

◆**自宅療養者**： 新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自宅で療養する者。入院の必要がないと医師が判断し、同居者に重症化の恐れが高い人がいないことを保健所が確認して自宅療養とする(自治体や医療提供体制によって異なる場合もある)

◆**宿泊療養者**： 新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自治体が借り上げた宿泊施設等で療養する者。入院の必要がないと医師が判断したが、同居者に重症化の恐れが高い人がいることを保健所が確認した場合や、医療提供体制によっても宿泊療養と判断される。(自治体によって異なる場合もある)

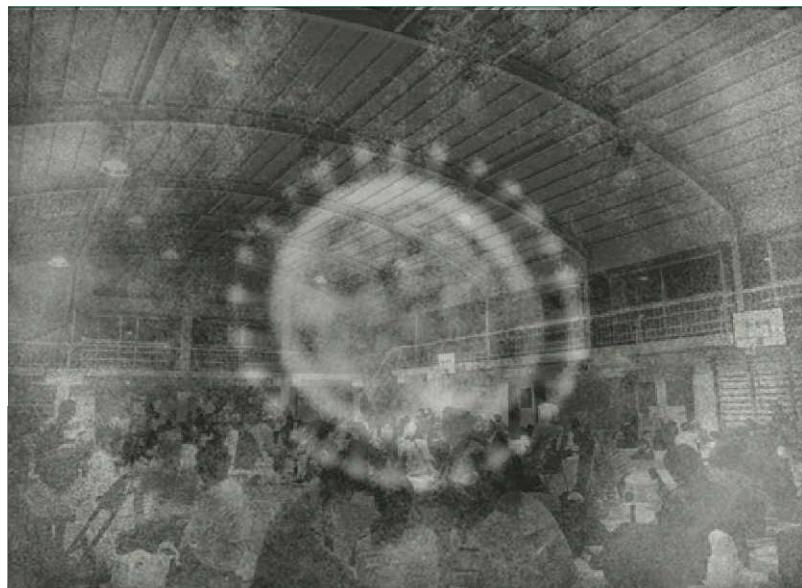
◆**都道府県調整本部**： 都道府県に設置された、患者受け入れを調整する機能を持つ組織や部門(都道府県によって具体的な名称が異なる場合がある)。

詳しくはこちら

URL:<http://www.npo-cemi.com/covid-19/livingwithcorona.pdf>

新型コロナウイルス感染症流行時の 災害と避難環境を考える手引き (地方自治体編)

～ Living with Corona ～



第二版

編著 新型コロナ感染症と災害避難研究会

松尾一郎 東京大学大学院情報学環総合情報研究センター客員教授

根本昌宏 日本赤十字北海道看護大学看護薬理学領域教授

植田信策 石巻赤十字病院副院長 呼吸器外科医師

森本真之助 伊勢赤十字病院救急部 医師

川口隆尋 CeMI 環境・防災研究所 上席研究員

目 次

1. はじめに	· · · 1
2. 手引きの目的	· · · 3
3. 感染症拡大時における災害からの避難	· · · 3
(1) 災害の各フェーズにおける避難のポイント	· · · 3
(2) 本手引きの対象とする避難	· · · 6
(3) 東日本大震災以降の避難所における取り組み	· · · 6
4. 新たな時代の分散避難	· · · 7
(1) 感染制御の基本	· · · 7
(2) 分散避難	· · · 7
5. 在宅避難・青空避難の現状と課題	· · · 8
(1) 在宅避難について	· · · 8
(2) 青空避難について	· · · 8
(3) ホテル避難、縁故避難について	· · · 9
6. 避難生活と健康被害	· · · 9
(1) 避難生活に起因する疾患	· · · 9
(2) 避難所における健康被害予防	· · · 10
(3) 避難所でのウイルス感染対策	· · · 10
(4) 避難所生活に必要な薬の対策	· · · 11
7. 避難所のスペースと設備、その運用	· · · 12
(1) 避難所収容能力の確保	· · · 12
(2) 避難時の健康状態による振り分け	· · · 12
(3) 避難所内の区画、装備	· · · 13
①避難所内の区画	
②動線の分離（食事、トイレ、手洗い場）	
③避難者の観察	
④避難者が持参すべきもの	
⑤ゴミ処理	
(4) 避難所環境の提言	· · · 14
8. 今こそ行うべき住民への働きかけ	· · · 14
(0) 災害と避難をあらためて考える	· · · 14
(1) 感染症そのものの理解	· · · 15
(2) 感染症拡大時の避難についての理解	· · · 15
(3) 行政の限界の周知	· · · 15
(4) 住民が考えておくべきことを行政が明示	· · · 15
(5) 地域に求められる力	· · · 15

9. 今こそ行うべき自治体内部の備え	· · · 16
(0) いますぐやるべきこと	· · · 16
(1) コロナ下の避難を考える組織	· · · 16
(2) 医療従事公務員の保護	· · · 16
(3) 災害対策本部自体の対策	· · · 17
(4) 避難所収容能力の確保	· · · 17
(5) 避難者の振り分け	· · · 17
(6) 避難所内の区画、衛生管理の方策	· · · 17
(7) 青空避難の対応策	· · · 17
(8) 避難生活における健康被害への配慮	· · · 17
(9) 協定による物資調達の実効性	· · · 18
(10) 情報発信のありかた	· · · 18
(11) 職員体制の再構築	· · · 18
(12) 教育、その他の特別な施設	· · · 19
(13) 受援体制、ボランティアの受入れ	· · · 19
(14) メディア対応	· · · 19
(15) 住民による避難所運営の再構築	· · · 20
10. コロナとの共生とは	· · · 21
11. 第三版に向けて	· · · 21
執筆者紹介	· · · 22

第二版 発行について

第一版発行から約2週間ほどですが、本手引きは様々なところで活用されているようです。新型コロナ感染症は、警戒宣言の解除の中で一時的に収束するよう見えつつも、抜本的な抑止策（特効薬等）がない状況では、引き続き感染拡大を気にしながら様々な対策を進めていかなければなりません。

コロナと自然災害という複合的連続災害など経験のない中で、最善の対応策を悩みながら考え、取り組んでいる地方自治体の皆様に少しでも役に立てばとの思いで、その時点の最新の情報や知見を隨時 更新して行きたいと考えております。

第二版は、避難生活と健康被害について加筆させて頂きました。これまで避難において環境が整っていない場合、エコノミークラス症候群が多発しています。くわえて新型コロナ感染症は上記を助長する可能性もあり、他の疾患を含めて、予防対策と準備が重要と考えております。新型コロナ感染症下の避難は、より「質の高い避難」を目指す必要があります。

引き続き取り組んでいきたいと考えております。

2020年5月27日

執筆陣